

別海町議会会議録

第5号（令和2年3月13日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

特別委員会付託事件審査結果報告

- （1）令和2年度別海町各会計予算審査特別委員会付託事件
（町長提出議案第1号、議案第2号、議案第3号、
議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7
号、議案第8号）

日程第 3

各議案の討論・採決

- （1）令和2年度別海町各会計予算審査特別委員会付託事件
（町長提出議案第1号、議案第2号、議案第3号、
議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、
議案第8号）
- （2）別海町使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整理
等に関する条例の制定について
（町長提出議案第17号）
- （3）別海町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定
について
（町長提出議案第18号）
- （4）別海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
（町長提出議案第19号）
- （5）別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制
定について
（町長提出議案第20号）
- （6）別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
（町長提出議案第21号）
- （7）別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
（町長提出議案第22号）
- （8）別海町高齢者生活ハウス条例の一部を改正する条例の
制定について
（町長提出議案第23号）

- (9) 別海町墓地条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第24号)
- (10) 別海町水産物保管施設条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第25号)
- (11) 別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第26号)
- (12) 別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第27号)
- (13) 別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第28号)
- (14) 別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第29号)
- (15) 別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第30号)
- (16) 別海町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第31号)
- (17) 別海町下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第32号)
- (18) 別海町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第33号)
- (19) 別海町交通安全指導員設置条例を廃止する条例の制定について
(町長提出議案第34号)
- (20) 別海町消費生活モニター設置条例を廃止する条例の制定について
(町長提出議案第35号)
- (21) 別海町森林河川保全巡視員設置条例を廃止する条例の制定について
(町長提出議案第36号)
- (22) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
(町長提出議案第39号)
- (23) 町道の路線認定及び廃止について
(町長提出議案第40号)

(24) 根室町村等公平委員会委員の選任について

(町長提出同意第2号)

日程第 4 発議第 1号 別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 発議第 2号 「民族共生の未来を切り開く」決議について

日程第 6 議員派遣の件

日程第 7 委員会の閉会中の継続調査の件

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 特別委員会付託事件審査結果報告

(1) 令和2年度別海町各会計予算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第1号、議案第2号、議案第3号、
議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7
号、議案第8号)

日程第 3 各議案の討論・採決

(1) 令和2年度別海町各会計予算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第1号、議案第2号、議案第3号、
議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、
議案第8号)

(2) 別海町使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整理
等に関する条例の制定について
(町長提出議案第17号)

(3) 別海町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定
について
(町長提出議案第18号)

(4) 別海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
(町長提出議案第19号)

(5) 別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制
定について
(町長提出議案第20号)

(6) 別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
(町長提出議案第21号)

(7) 別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
(町長提出議案第22号)

(8) 別海町高齢者生活ハウス条例の一部を改正する条例の
制定について
(町長提出議案第23号)

(9) 別海町墓地条例の一部を改正する条例の制定について

- (町長提出議案第 2 4 号)
- (10) 別海町水産物保管施設条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 2 5 号)
- (11) 別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 2 6 号)
- (12) 別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 2 7 号)
- (13) 別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 2 8 号)
- (14) 別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 2 9 号)
- (15) 別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 3 0 号)
- (16) 別海町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 3 1 号)
- (17) 別海町下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 3 2 号)
- (18) 別海町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 3 3 号)
- (19) 別海町交通安全指導員設置条例を廃止する条例の制定について
- (町長提出議案第 3 4 号)
- (20) 別海町消費生活モニター設置条例を廃止する条例の制定について
- (町長提出議案第 3 5 号)
- (21) 別海町森林河川保全巡視員設置条例を廃止する条例の制定について
- (町長提出議案第 3 6 号)
- (22) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- (町長提出議案第 3 9 号)
- (23) 町道の路線認定及び廃止について
- (町長提出議案第 4 0 号)
- (24) 根室町村等公平委員会委員の選任について

(町長提出同意第2号)

日程第 4	発議第 1号	別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	発議第 2号	「民族共生の未来を切り開く」決議について
日程第 6		議員派遣の件
日程第 7		委員会の閉会中の継続調査の件

○出席議員（16名）

1番	宮越正人	2番	横田保江
3番	田村秀男	4番	小椋哲也
5番	外山浩司	6番	大内省吾
7番	木嶋悦寛	8番	松壽孝雄
9番	今西和雄	10番	小林敏之
11番	瀧川榮子	12番	松原政勝
13番	中村忠士	14番	佐藤初雄
副議長 15番	戸田憲悦	議長 16番	西原浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	曾根興三	副町長	佐藤次春
教育長	登藤和哉	総務部長	浦山吉人
福祉部長	今野健一	産業振興部長	門脇芳則
建設水道部長	山岸英一	教育部長	山田一志
病院事務長	大槻祐二	農業委員会事務局長	中村公一
選挙管理委員会書記長	佐々木栄典	監査委員事務局長	小林由治
総務部次長	佐々木栄典	福祉部次長	青柳茂
産業振興部次長	小湊昌博	建設水道部次長	伊藤一成
教育部次長	石川誠	総務課長	佐々木栄典
総合政策課長	三戸俊人	財政課長	寺尾真太郎
税務課長	宮本栄一	防災交通課長	麻郷地聡
福祉課長	干場みゆき	介護支援課長	千葉宏
町民課長	青柳茂	老人保健施設事務長	竹中利哉
農政課長	小野武史	水産みどり課長	小湊昌博
商工観光課長	伊藤輝幸	管理課長	川畑智明
建築住宅課長	田畑直樹	事業課長	伊藤一成
上下水道課長	外石昭博	学務課長	他入倉伸顕
生涯学習課長	他石川誠	中央公民館長	内山宏
図書館長	他新堀光行		

○議会事務局出席職員

事務局長	小島実	主幹	松本博史
------	-----	----	------

○会議録署名議員

7 番 木 嶋 悦 寛

9 番 今 西 和 雄

8 番 松 壽 孝 雄

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
ただいまから第9日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
7番木嶋議員。
○7番（木嶋悦寛君） はい。
○議長（西原 浩君） 8番松壽議員。
○8番（松壽孝雄君） はい。
○議長（西原 浩君） 9番今西議員。
○9番（今西和雄君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。

◎日程第2 特別委員会付託事件審査結果報告

- 議長（西原 浩君） 日程第2 特別委員会に付託しました議案の審査結果の報告を議題といたします。
ここでお諮りします。
令和2年度別海町各会計予算審査特別委員会に付託し審査されました、議案第1号から議案第8号までの8件につきましては、全員をもって構成した予算審査特別委員会で審査を行ったことから、委員長の報告は省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、委員長の報告は省略することに決定しました。

◎日程第3 各議案の討論・採決

- 議長（西原 浩君） 日程第3 各議案の討論・採決を行います。
令和2年度各会計予算の採決に入る前にお諮りします。
本件は、全議員で構成する予算審査特別委員会で、質疑・討論・採決が行われております。
つきましては、議会運営委員会の協議に基づき、討論は省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、令和2年度各会計予算の討論は省略することに決定しました。

それでは、令和２年度各会計予算の採決に入ります。
初めに、議案第１号令和２年度別海町一般会計予算を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第２号令和２年度別海町国民健康保険特別会計予算を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第３号令和２年度別海町下水道事業特別会計予算を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第４号令和２年度別海町介護サービス事業特別会計予算を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第５号令和２年度別海町介護保険特別会計予算を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第６号令和２年度別海町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第７号令和２年度町立別海病院事業会計予算を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第７号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第８号令和２年度別海町水道事業会計予算を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８号は、原案のとおり可決されました。
ここで申し上げます。

ただいま、議案第１号から議案第８号までの令和２年度別海町各会計予算について、全て決定しましたので、令和２年度別海町各会計予算審査特別委員会は、ただいまをもって解散といたします。

木嶋委員長、大内副委員長をはじめ、委員の皆様、御苦勞様でございました。

議案第１７号別海町使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号は、原案のとおり可決されました。

議案第１８号別海町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号は、原案のとおり可決されました。

議案第１９号別海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号は、原案のとおり可決されました。

議案第２０号別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議案第21号別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

議案第22号別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 議案第22号について、反対の立場で討論いたします。

議案第22号の主な内容は、別海町ケアハウスにおけるサービスの提供に要する費用並びに生活費に係る部分を改定し、引き上げようとするものです。

質疑の中で、消費税増税分を上回る引き上げになっていることから、その理由を質した際の答弁は、国の基準によったとした上、基準の内容、根拠については承知していないというものでした。これでは、積算根拠について十分な説明をしたことにはなりません。国の基準によるとするのなら、その内容、根拠を吟味、精査すべきです。

それをせずに基準を機械的に当てはめ、利用者の費用負担を引き上げようとするのは、町民の願いに真摯に向き合い、町民の思いに寄り添おうとする姿勢に欠けると言わざるを得ません。大きな問題だと思います。

福祉のまち別海をより充実させ、住みよいまち、人が集まってくるまちをつくっていくという高い姿勢を堅持しつつ施策の決定に当たっていただくこと、やむを得ず町民の負担を課すことになる事案については、町民の納得を得る十分かつ丁寧な説明を行うことを強く求めて、議案第22号別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例の制定についてに反対する討論といたします。

○議長（西原 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○7番（木嶋悦寛士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 私は本条例案に対し、福祉医療常任委員長及び決算審査特別委員会の委員長を務めている中で、知り得ている事実もあり、一議員としてはっきり賛成討論をさせていただきます。

本条例案は、消費税増税に伴う全庁的な見直しに伴う一部改正であり、議案説明において

は、国基準である「軽費老人ホーム利用に関する基準」に基づき、料金の見直しを行っているということでありました。

同基準では、入所者1人1カ月当たりの基本料金は、サービスの提供に要する費用、生活費、居住に要する費用の合算額以下とするものとされており、地域の実情、物価の変動その他の事情を総合的に勘案し、適正な水準となるよう努めるものとされております。

別海町ケアハウス入居者から指定管理者が徴収する利用料金等につきましては、消費税が8%になった際には、見直しをされておらず、予定されていた10%の引き上げを見越して据え置いたことであり、昨年10月の税率改正に際して、他の使用料及び利用料とあわせて全庁的な見直しの中で改正したものであると考えておりますので、議案説明時の増税分を超える引き上げではないと考えております。

また、今般の料金改正に際しては、指定管理者との協議も経て、個々の入所者の資力から負担に十分耐えられると判断しての提案であると確認されておりますし、これまでの調査からわかっております指定管理施設の管理経費を勘案しても、入居者はしっかりと一定の負担をしなければならないと考えますので、本案に賛成するものであります。

以上です。

○議長（西原 浩君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案については、起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西原 浩君） 起立多数であります。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

議案第23号別海町高齢者生活ハウス条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

議案第24号別海町墓地条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号は、原案のとおり可決されました。
議案第２５号別海町水産物保管施設条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号は、原案のとおり可決されました。

議案第２６号別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号は、原案のとおり可決されました。

議案第２７号別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号は、原案のとおり可決されました。

議案第２８号別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号は、原案のとおり可決されました。

議案第２９号別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

議案第30号別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

議案第31号別海町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

議案第32号別海町下水道設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

議案第33号別海町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 34 号別海町交通安全指導員設置条例を廃止する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 35 号別海町消費生活モニター設置条例を廃止する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 36 号別海町森林河川保全巡視員設置条例を廃止する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 39 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

議案第40号町道の路線認定及び廃止についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

同意第2号根室町村等公平委員会委員の選任についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は、原案のとおり同意されました。

◎委員会付託省略の議決

○議長(西原 浩君) ここでお諮りします。

日程第4 発議第1号及び日程第5 発議第2号の2件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第4 発議第1号及び日程第5 発議第2号の2件につきましては、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第4 発議第1号

○議長(西原 浩君) 日程第4 発議第1号別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

10番小林議員。

○10番(小林敏之君) はい。

それでは、別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

全国的な議会改革の流れの中で、本会議同様、委員会においても公開を原則とする委員会運営がなされており、当議会においても、昨年6月に策定した第2期別海町議会活性化計画

の基本計画の一つとして、傍聴したい議会、参加したい議会の実現を掲げております。

ついては、委員会条例第17条傍聴の取扱いを改め、会議の公開原則を規定し、同条に別海町議会傍聴規則の準用を新たに加えるものであります。

また、この改正にあわせて、委員会の設置、委員定数、委員会の所管、委員の任期等に関する規定について、規定の追加と体系的な整理を行い、そのほかは全般的に文言の整理を行うものでございます。

それでは、提案内容の説明をいたします。

発議第1号別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和2年3月13日、別海町議会議長、西原浩殿。

提出者、別海町議会議員、小林敏之。

賛成者、同松壽孝雄、同戸田憲悦、同木嶋悦寛、同今西和雄。

なお、改正文の朗読は省略し、議案資料をもって説明いたします。

議案資料の1ページをご覧ください。

条例の一部を改正する条例新旧対照表です。表の右側が改正前、左側が改正後となります。改正後の欄で説明をいたします。

第2条は、改正前には、3つの常任委員会の定数を6名以内としておりましたが、現在の運用に照らし合わせ定数を明確にし、第2項として、議員の常任委員会への所属規定を追加するとともに、現在、会議規則等運用規程に規定している地方自治法第109条第3項に規定する議長の辞任規定を、同項のただし書きに規定することで議員定数との整合をとります。

以上の改正により、委員会の定数と会議の定足数を明確にするものでございます。

続いて、ページ下段の第3条から、2ページをお開きいただき、中段の第4条までについては、議会運営委員会について、現在、会議規則等運用規程に規定している地方自治法第109条の2第4項に規定する議会運営委員会の所管を、委員会条例において明確にし、既に所管規定を設けている常任委員会と整合を図るとともに、条文の順序を変更し、常任委員と議会運営委員の任期及びその起算を体系的に整理するものでございます。

下段の第5条については、特別委員会委員の任期について、改正前では、第7条委員の選任に規定されていた任期規定を、改正後において第5条に追加し規定するものでございます。

4ページをお開きください。

4ページ下段から5ページにお進みいただき、上段までの第12条については、改正前の正副委員長長の辞任規定に委員の辞任規定を追加するものであります。

平成18年6月の地方自治法の改正により、常任委員会の複数所属が可能となり、当議会においては、平成27年5月から広報・広聴常任委員会が設置されたことに伴い、常任委員の兼務がなされております。

よって、従来の常任委員会の所属の入替え規定及び正副委員長長の辞任規定だけでは不足が生じていることから、議会運営委員及び特別委員同様、新たに常任委員の辞任規定を追加するものであります。

続いて、中段の第17条は、委員会の傍聴に関する規定の改正です。

第1項において、公開原則を規定するとともに、第3項を追加し、委員会の傍聴に関し必要な事項を別海町議会傍聴規則の規定を準用する旨、新たに追加するものでございます。

この準用にあわせて、傍聴規則の改正も別途行うものであります。

その下、第19条の2については、議員の質問に対して説明員が反問できるという反問権の規定について、今後、本会議とあわせて、反問権の運用を明確にした上で会議の進行に関する事項の規定であることから、改めて委員の質疑に対して説明員が反問できるよう、会議規則において規定を追加しようとするため、委員会条例の規定を削除するものです。

6ページをお開きください。

ページ下段から7ページにお進みいただき、上段までの第27条は、委員会における参考人の出席要求について改正するものです。

公述人の出席要求の手続きと違い、手続きは簡易とすべきであるとされており、参考人の出席要求に際して、議長の承認を必要とする規定を改め、委員会で出席要求を決定し、外部に対して唯一代表権のある議長を経て通知する手続きとするために、規定を改正するものがあります。

そのほかの条文の改正については、文言及び条番号等の整理であります。

最後に附則としまして、「この条例は、令和2年4月1日から施行する。」とするものがあります。

以上で、発議第1号の内容説明を終わります。

御審議の上、すみやかに御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原 浩君） 発議第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 発議第2号

○議長（西原 浩君） 日程第5 発議第2号「民族共生の未来を切り開く」決議についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

15番戸田議員。

○15番（戸田憲悦君） はい。

「民族共生の未来を切り開く」決議の内容について、提案の理由を説明いたします。

その前にですね、あらかじめ皆さんに御承知願いたい点がございます。

本件については、道議会において決議された案件でございますけれども、1市4町においても、この件については、もう既に提案して議決された町もございますけれども、別海町における歴史的背景、その根拠に基づく文言を追加してございますので、他町とちょっと違う

部分があります。あくまでも別海町の歴史というものを前提にしたものでなければ、現実の意味をなさないという議会全員の意向でございます。

それでは読み上げます。

我が国のアイヌ民族の歴史を辿るとき、明治４年に西別川での流し網を禁止し、明治９年以降には、同じく西別川において、乱獲防止を名目に、禁漁に等しい厳しい制限が強いられるなど、先住者であるアイヌ民族の経済的基盤としての生業の制限が、本町の黎明期に進行されたと伝えられている。

令和元年５月、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が制定された。同年９月には、基本方針が閣議決定され、差別や権利利益を侵害する行為の防止、アイヌ民族・アイヌ文化の発信などの努力が地方自治体に求められている。

北海道白老町に民族共生象徴空間・ウポポイが誕生する本年４月２４日を契機に、今後、多数の観光客が見込まれるが、阿寒湖畔を始めとする近隣のアイヌ文化発信拠点や本町周辺のアイヌ文化にかかわる史跡学習拠点などと同様、情報発信に力を入れるとともに、我が町の歴史を省みて、先住民であるアイヌ民族と共生する社会の実現に向けて各種施策に取り組まなければならない。

よって、別海町議会は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が図られ、オール北海道でアイヌの歴史と文化を発信し続けるため、別海町民の協力を得て「民族共生の未来を切り開く」決意をここに表明するものであります。

発議第２号「民族共生の未来を切り開く」決議。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出いたします。

令和２年３月１３日、別海町議会議長、西原浩殿

提出者、別海町議会議員、戸田憲悦。

賛成者、同小林敏之、同松壽孝雄、同木嶋悦寛、同今西和雄。

なお、決議の本文の朗読について、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、別海町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出する。

令和２年３月１３日、北海道野付郡別海町議会。

以上であります。

御審議の上、議員各位の賛同により御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 発議第２号の内容説明が終わりましたので本件の質疑を行います。
質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議員派遣の件

○議長（西原 浩君） 日程第6 議員派遣の件を議題とします。

内容については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（西原 浩君） 日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（西原 浩君） これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第1回別海町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時43分

◎町長挨拶

○議長（西原 浩君） 町長挨拶。

○町長（曾根興三君） 令和2年第1回定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、令和2年度の各会計予算など、議案等41件を提出させていただきましたけれども、3月5日から本日まで7日間にわたり御審議をいただきました。

初日に先議いただきました令和元年度の補正予算に加えまして、本日全ての案件について御決定を賜り、心から御礼を申し上げます。

私が就任してからここ3年間、当初予算案につきましては、全て全議員の賛成をいただきまして大変光栄だと思っております。まだまだ完璧ではないかもしれませんが、しっかり行政執行していかなければならない、効率的な行政を心がけていくつもりでおります。本議会におきまして各議員の皆さん方からいただいた御指摘等も、今後の予算執行、行政執行にしっかり生かしていきたいと考えておりますので、御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、特別委員会におきましては木嶋委員長、そして大内副委員長をはじめとして、全議員の皆様方、この2日間にわたり大変活発な議論もいただきました。議会の皆さん方が本当に真剣に町の将来、行政執行について心配し考えてくれているんだなという思いが私もよく感じてきました。議会と行政と一緒に、うちのまちづくりに取り組んでいきたいと思っておりますので、改めて御礼を申し上げます。

さて、何点か御報告をさせていただきます。

まず1点目は、今月の10日から11日にかけて、北海道付近を通過いたしました低気圧による被害の状況でございますけれども、気象警報の発表はありませんでしたけれども、まとまった降雨に加えまして、大変温暖な気温であったということで融雪水が非常に多くなりまして、西別川をはじめ各河川が増水をし、本別海地区では2戸の床下浸水の被害が発生しました。

また、上流部の本別地区におきましても、床下浸水まではいきませんでしたけれども、ほぼその危険性が生じたような、畑の真ん中の農家におきまして、そういう事態が生じまして、今後とも注意していかなきゃなんなということを学びました。

こういう状況を踏まえまして、10日の夕方から13日夜中まで災害対策関係部署、この職員がずっと続けて警戒をしておりました。浸水等が懸念された各地に消防署員や消防団員が出動していただきまして、対応していただいたところでございます。

このほか、道路では河川が増水などによる冠水によりまして、昨日現在では町道19路線に通行止めの措置を行いました。このうち、17路線の通行止めは本日現在解除となっております。ただ、今も2路線で水がまだ引いていないということで通行止めを継続しているところでございます。

道路自体に大きな損害は、まだ報告されていないんですけれども、今後とも危機感をもって、状況確認そして復旧対策等を進めていかなければならないと改めて決意しているところでございます。

次に2点目は、新型コロナウイルスの感染症に起因する本町の宿泊事業者への影響について、今現在での情報を把握しましたのでご報告申し上げます。

町内12件の事業者からの聞き取りを行いますと、3月4日現在、2月分で217人、3月分で141人、合計で358人のキャンセルが発生しているということでございます。宿泊キャンセルですね。町ではその影響額は概算で、だいたい360万円前後というふうに推計しているところでございます。

現在、国や北海道では宿泊事業者に限らず中小企業支援策等の実施をしておりますけれども、町のホームページにおきましても、それらの情報提供を行っておりますけれども、引き続きこれからどこまで長引くのか分からない状況ですので、しっかり状況を注視していくことが必要だというふうに今考えております。

次に、新年度の職員の派遣及び町の防衛事業に関わります防衛省関係者の退職職員の任用についてでございます。

現在、町では派遣職員といたしましては、根室町村会に1名、別海町社会福祉協議会に1名、2名派遣しているところございますけれども、令和2年度からは、これに加えまして観光施策の立案、実施に関するノウハウの習得、幅広い見識の構築などを目的といたしまして北海道観光振興機構に1年間、職員の派遣を予定しております。

また、本町の防衛関連業務を円滑に行う観点から、高い知識と経験を持ちます防衛省関係退職職員を、本年5月1日から防衛業務参事監という名称で、特別職の非常勤職員の身分に

より任用をしようと考えております。

当該参事監につきましては、主に関係機関との連絡調整や情報収集、各種関係会議への随行等や出席などを担っていただくことと考えておりますけれども、これら職員の派遣や任用によりまして、今後における本町の抱える課題解消に寄与し、必要な政策形成能力の向上が図られるというふうに期待しているところでございます。

次に、町立別海病院の内科医師についてでございます。

現在、札幌しらかば台病院で勤務されております神経内科の先生が、4月より町立病院に勤務していただけることになりました。この方は、現在34歳で札幌医科大学医学部を卒業され、神経学会神経内科専門医として活躍されております。

高齢化が進んでいるこの地域において、認知症など高齢者に多い傷病のエキスパートに勤務していただけることは、とても有り難いことだと思っております。

引き続き安定した医療体制の構築に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、町内小・中学校の卒業式、入学式についてでございます。

昨日12日に、町内の中学校では卒業式が行われまして、全8校で実行いたしましたけれども、全体では170名の生徒が自らの目標にて、それぞれ学び舎を後としました。

今年の卒業式は、新型コロナウイルス感染拡大予防の対策として、来賓や在校生の出席の見合わせや式典の時間短縮など、卒業生にとっては寂しい内容となりましたが、式典の中止を回避し、全校で実行することができました。

また、18日と19日の両日には、149名の児童が卒業する小学校の卒業式が行われまされども、これも中学校と同様の内容で、全校で実施する予定でおります。

また、入学式につきましては、4月6日町内全ての小・中学校で実施予定としておりまして、小学校では132名、中学校では145名、少しずつ児童生徒の数が減っておりますけれども、これらの新しい生活にしっかり溶け込んでいけるような入学式を挙げて行ければとそんなふうに思っております。

今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、中止を含めて例年と違った式典の内容となる可能性もありますけれども、現在のところは、やはり子供たちの笑顔を大切にしていきたいという思いで、できるだけ入学式は実施したいという考え方でおります。

次に、学校給食センターの移行についてでございます。

新給食センターにつきましては、3月16日から19日の4日間にかけてまして事務所の引っ越しを行い、25日から30日の4日間で、一日400食を調理し給食提供や運搬などのリハーサルを行う予定でございます。

その後、新学期の始業式にあわせまして、4月6日から新しい学校給食センターでの給食の提供を本格的にスタートします。

新給食センターにおいても、安全安心で安定した給食の提供、そして子供たちが楽しみにしている給食の提供を継続して行くというふうに予定しております。

次に、定例会の冒頭でも触れさせていただきましたけれども、本町出身のスピードスケートの新濱立也選手が、またしても快挙を成し遂げました。

先月末に引き続きまして、今月の7日、8日とオランダで開催されましたワールドカップ最終戦で500メートルのリンクレコードとなります34秒07の記録で優勝いたしました。今シーズンを最高の形で終えられました。

世界王者としての活躍が今後ますます期待されるところでございますけれども、新濱選手

は、本日夕方に優勝報告として別海町に表敬訪問されます。本人に直接今シーズンの素晴らしい活躍であったということを、私が町民を代表して一言お祝いを述べたいと思っております。

また、今後さらに次の冬季オリンピックへ大きく期待されるところであり、同時に世界スプリントでは郷里砂選手も出ておりまして入賞をしております。

二人あわせて次の大会でオリンピックに出場できればなど、そんな期待も高くなっているところでございます。

次に、知床ご当地ナンバーの件でございますけれども、これは御存じのとおり、根室管内とオホーツク管内7つの町で取り組みを進めておりました知床ご当地ナンバーでございますけれども、本年5月11日から新たな地域名表示による図柄入りナンバープレートの交付が開始されます。また、交付に先立ちまして、事前申込みといたしましては4月13日から開始されることも発表されておりますので御報告申し上げます。

今後とも、地域のPR、観光、地域経済の活性化、これらを目的として、ぜひとも皆さんで活用、利用していただければとそんなふうに願っております。

次に、明治の西春別工場の移転に関わる要請でございます。

明治西春別工場の移転は、地域経済に多大な影響を与えることが想定されるため、まだ移転というふうに決まったわけではありませんけれども、昨年11月8日には私と道東あさひ農協の原井組合長、そして中春別農協の西川組合長の3名で、東京の明治本社に要請を行ったことは、12月定例会で御報告を申し上げましたけれども、その後、移転による計り知れない影響、これを案じまして、西春別工場とともに地域を形成する西春別駅前町内会や、町内経済界活動の中核を担う別海町商工会、またJA道東あさひや中春別の各組合員から、それぞれ自発的に現在地での工場の拡張、改築を求める署名活動が展開されていたところでございます。

私といたしましては、関係する皆さまの真剣でひたむきなこの思いをしっかりと受け止め、この3月中にも議長及び関係団体の長の皆さん方と、再び株式会社明治本社に署名を携えて要請活動を行うことで計画をしておりましたが、御承知のとおり新型コロナウイルスの終息の目途が立たないということから、3月中の要請はやむなく断念したところでございます。

今後、このウイルス騒動がある程度落ち着いて、関係者の都合が整い次第、再度要請活動に取り組む思いでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

報告事項につきましては以上でございます。

重ねて本議会におきまして、議員の皆様方の多大な御理解、御協力いただきましたことに感謝を申し上げます。

議員の皆様方は改選の1年ですけれども、この1年間で議会が大変活性化していることもありがたいことだと思っております。

私も就任して3年9カ月、大変多くの方々の御協力をいただきながら、町政運営に取り組んでまいりましたけれども、今後とも議員皆様方とともに、先ほど申し上げましたけれども、行政と議会、本当に両輪として、別海町をしっかりと守り育てていくために頑張っていかなきゃならないと、今一度決意をしているところでございます。

以上で、私からのお礼と定例会閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 皆様、大変御苦勞さまでした。

以上で終わります。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員